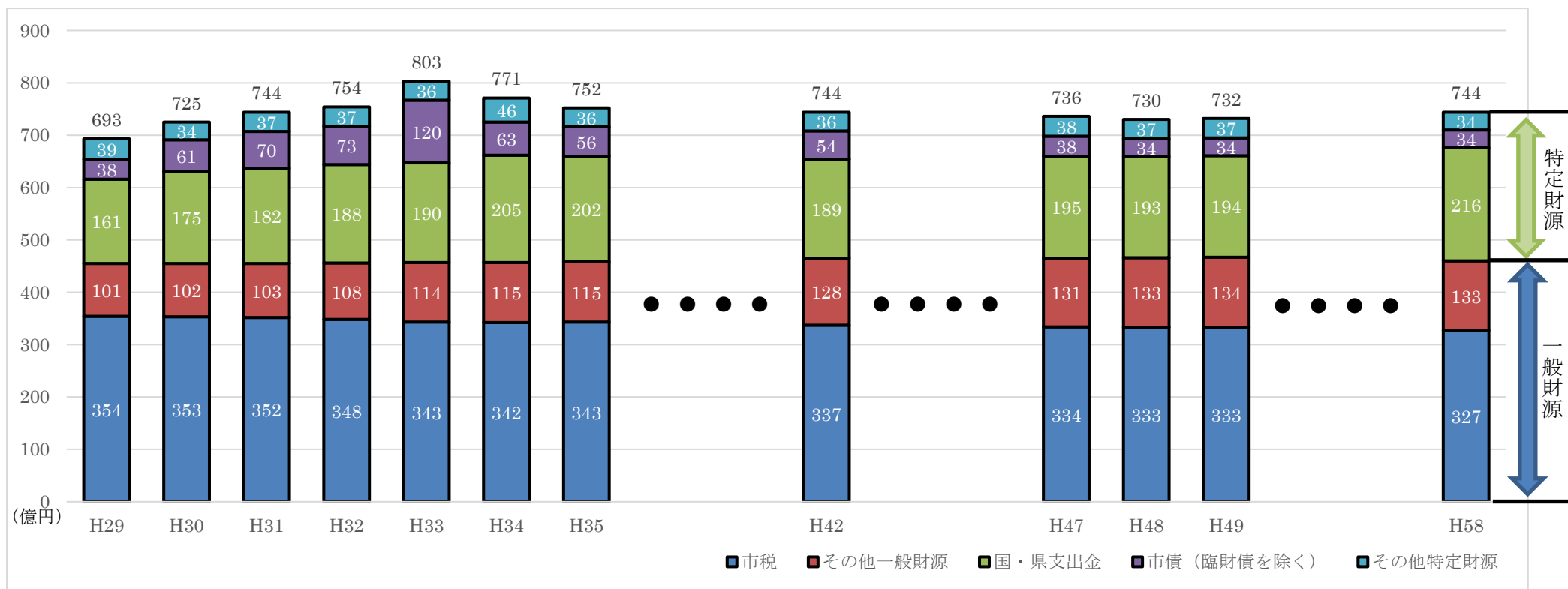


## 2 『長期財政に関する試算』の内容

### (1) 歳入総額

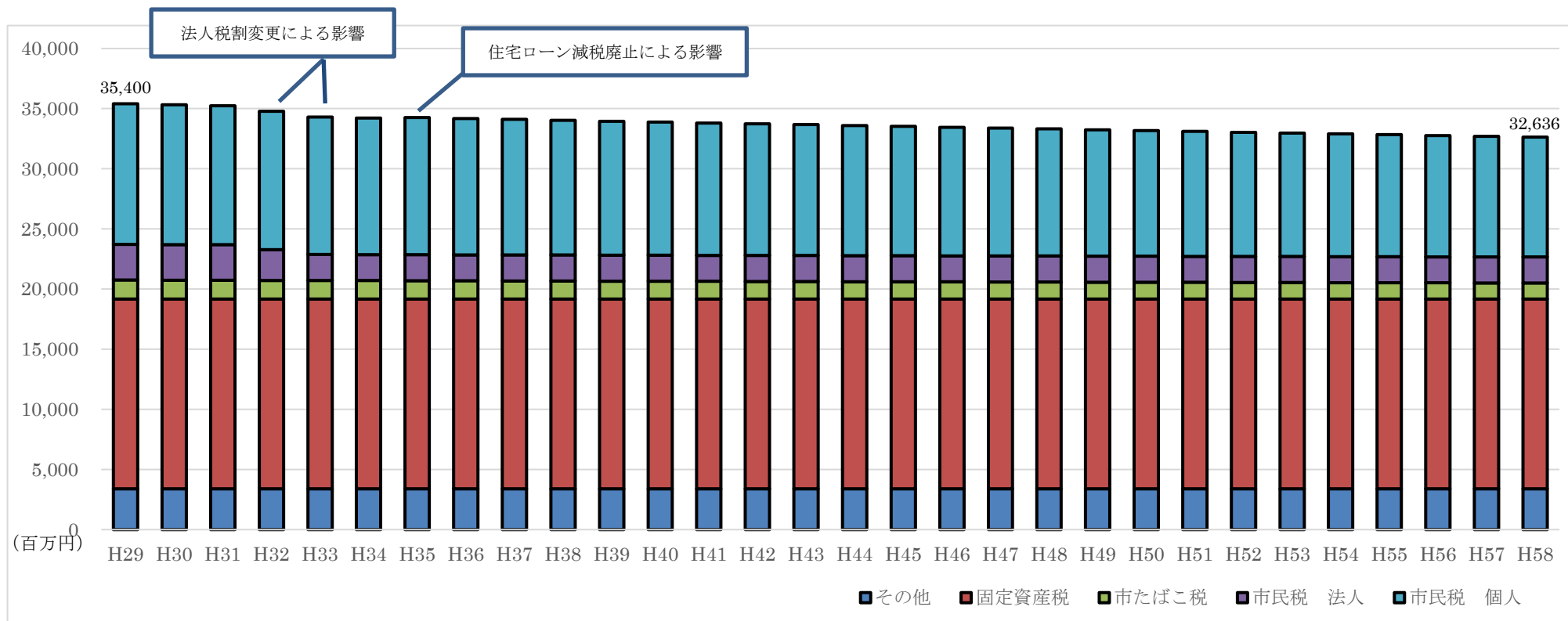
- ・ 個人市民税や市たばこ税、地方消費税交付金など、人口を基準とした歳入については人口減少の影響を反映しています。
- ・ 国庫支出金や県支出金、市債などの特定財源は、年度ごとの事業量で算出しています。
- ・ 新市民体育館の建設が完了する平成 33 年度は、市債の借入が増加し、歳入のピークを迎えると予想されます。



- 平成 29 年度決算見込みを基準としています。
- 人口減少の影響を、市税、地方消費税交付金等に反映しています。
- 今後予定される税制改正については、現時点で把握しているものを可能な限り反映しています。

## ①市税

・平成 29 年度の決算見込みを基本に、経済成長率は見込まず、人口減少、税制改正の影響を反映しました。



□個人市民税：人口減少の影響を毎年▲0.58%としています。また、税制改正として、住宅ローン減税の廃止の影響を、平成 35 年度に+110 百万円としています。

□法人市民税：税制改正として、平成 31 年 10 月から適用される法人税割の引き下げ（現行 9.7%→6.0%）の影響を、平成 32 年度：▲400 百万円、平成 33 年度：▲400 百万円の合計▲800 百万円としています。

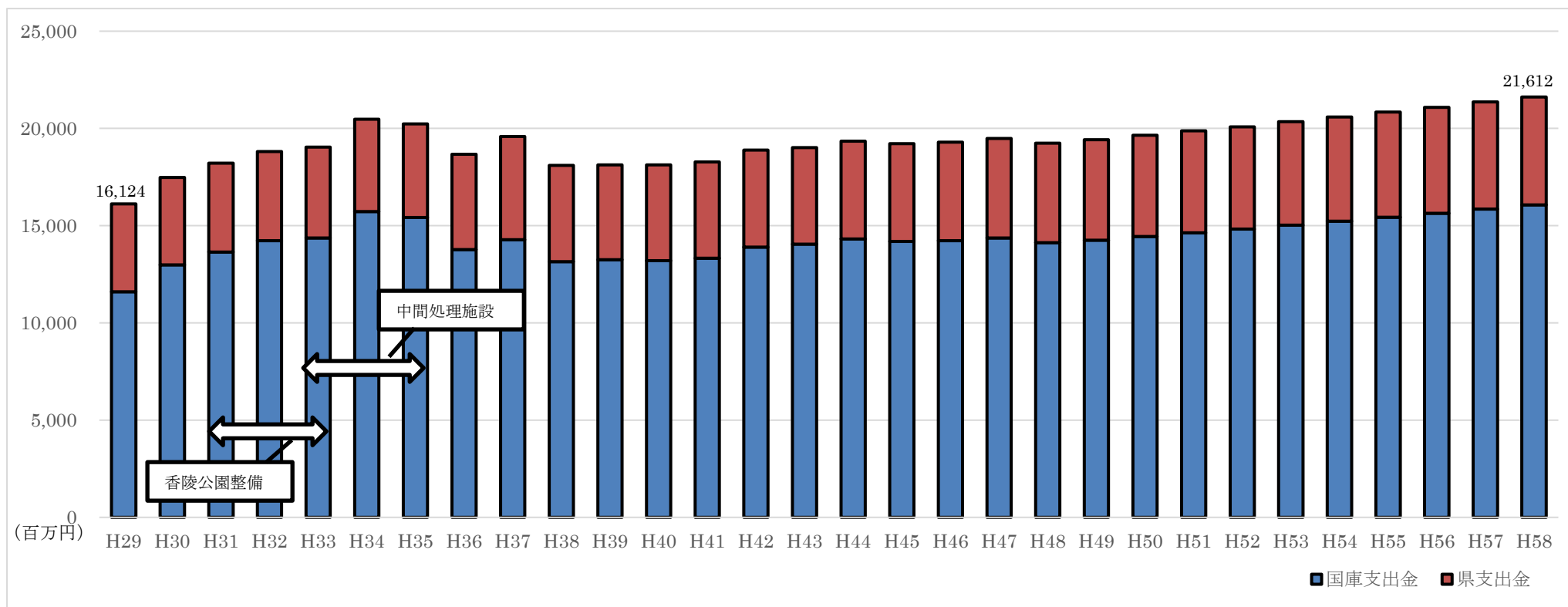
□市たばこ税：人口減少の影響として、毎年▲0.58%としています。

□固定資産税：評価替えの影響を平準化し、平成 29 年度決算見込みで定額としています。

□その他：軽自動車税・都市計画税・入湯税は、平成 29 年度決算見込みで定額としています。

## ②国庫支出金・県支出金

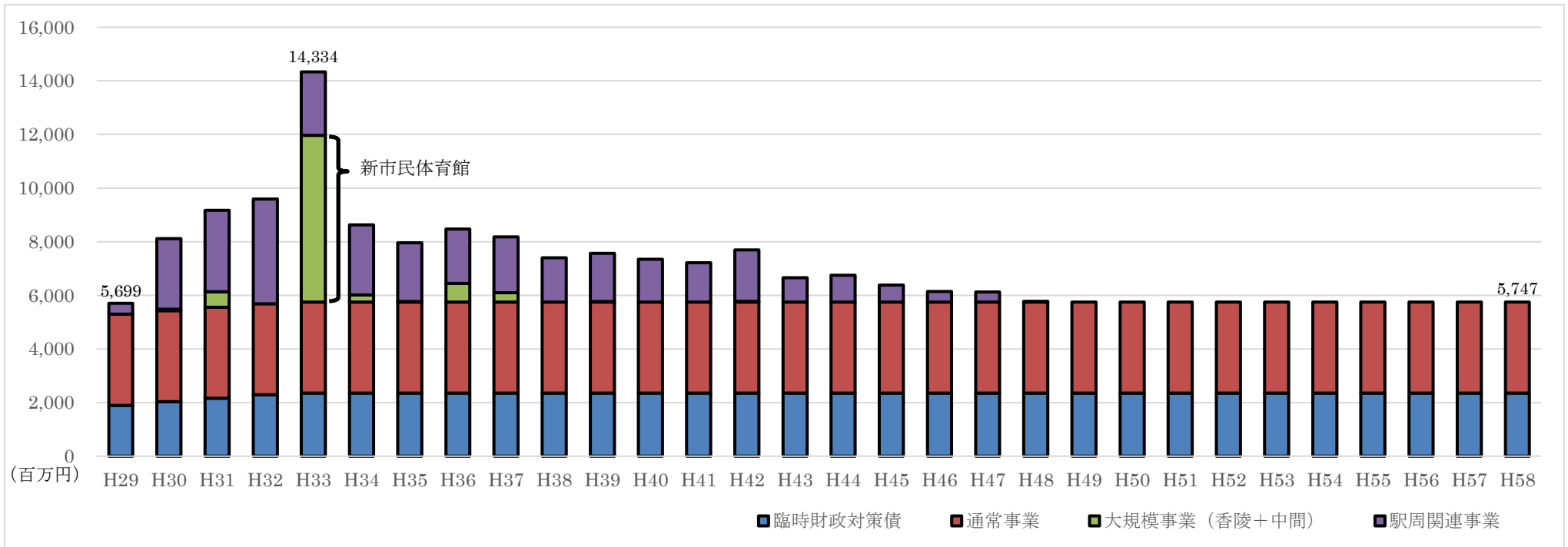
- ・香陵公園周辺整備事業（H31～H33）や中間処理施設整備事業（H33～H35）、沼津駅周辺総合整備事業（鉄道高架事業完了H42）の影響から、国庫支出金が一時的に増加するほか、扶助費の増加により遡増していきます。



- 普通建設事業費に充当されるものは、それぞれの事業量に伴い増減しています。
- 生活保護等に充当されるものは、扶助費の伸び率（毎年+1.62%）で増加させています。

### ③市債

- ・平成 33 年度は新市民体育館建設の影響から、市債の借入額が大きく増加します。その後は沼津駅周辺総合整備事業の進捗に合わせ事業完了予定の平成 48 年度まで借入額が変動します。
- ・臨時財政対策債は、試算の期間中存続するものとし、額については、合併算定替（旧戸田村との合併特例）以外は定額としています。



□臨時財政対策債：平成 29 年度算定結果 19 億円をもとに、H33 合併算定替終了時 23.5 億円と見込んでいます。

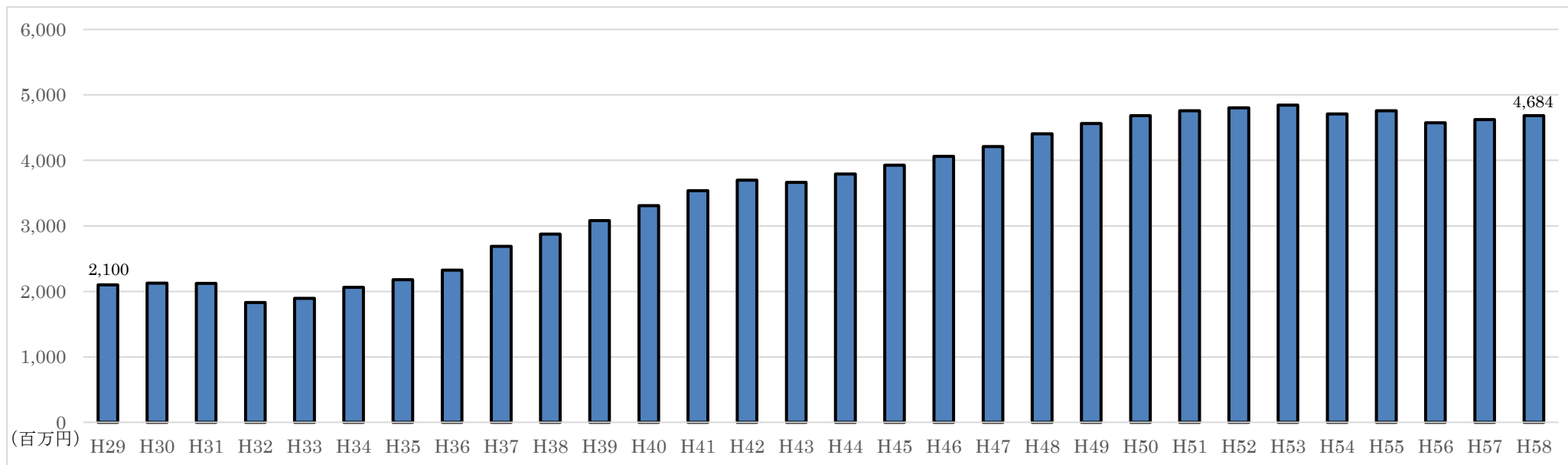
合併算定替の影響（平成 30 年度：+130 百万円（2 割）、平成 31 年度：+130 百万円（2 割）、

平成 32 年度：+130 百万円（2 割）、平成 33 年度以降：+60 百万円（1 割））としています。

□事業債：沼津駅周辺総合整備事業や香陵公園周辺整備事業、中間処理施設整備事業は、個別の計画どおりとしています。普通建設事業費のうち、通常事業分は、3,397 百万円の定額としています。

#### ④地方交付税

- ・普通交付税は、平成 29 年度算定結果 17 億円をもとに、合併算定替（旧戸田村との合併特例）や税制改正の影響のほか、臨時財政対策債の償還、沼津駅周辺総合整備事業など事業債の借入や補助事業による扶助費の交付税措置を見込む一方で、地方消費税交付金の税率 10% 引き上げ分は全額交付税から減少させています。

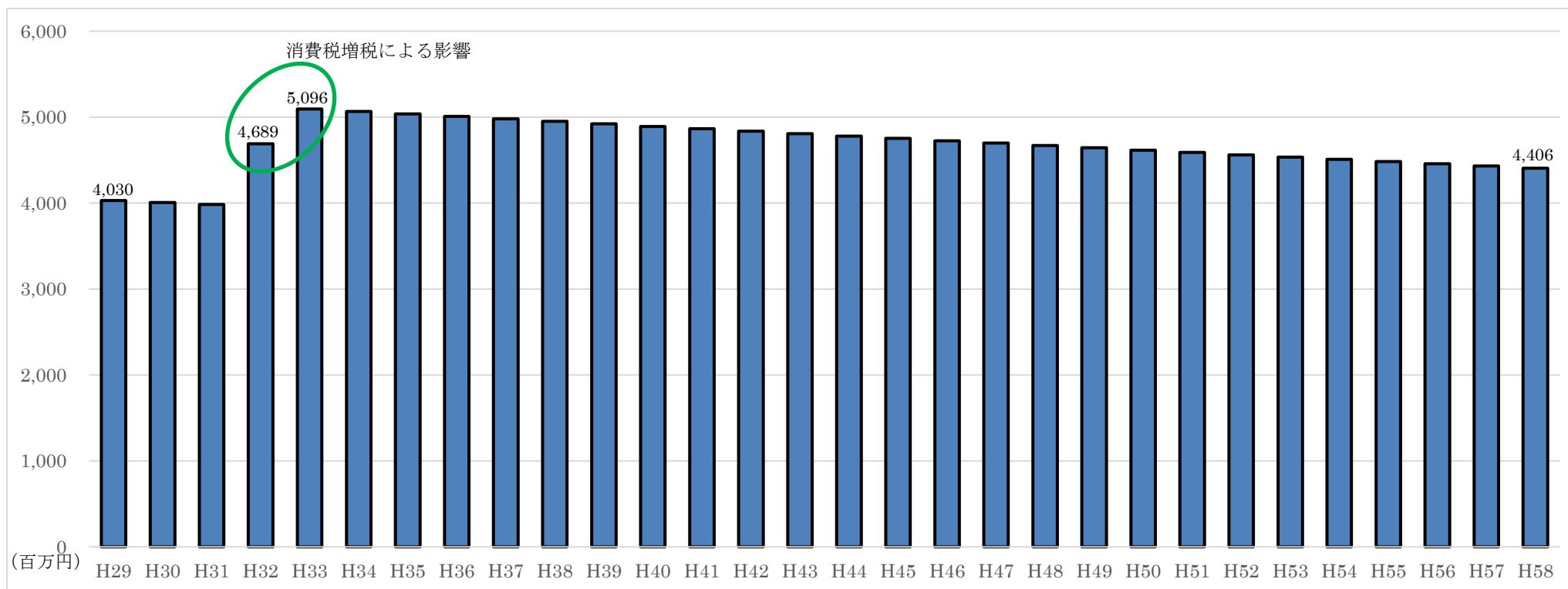


- 合併算定替の影響（平成 30 年度：▲170 百万円（2 割）、平成 31 年度：▲170 百万円（2 割）、平成 32 年度：▲170 百万円（2 割）、平成 33 年度以降：▲90 百万円（1 割））としています。
- 法人市民税の税制改正の減少分は、全額交付税に振り替えられるものとしています。
- 臨時財政対策債償還額は、全額、基準財政需要額に算入されることから、平成 29 年度の基準財政需要額との差を加算しています。
- 沼津駅周辺総合整備事業に活用される公共事業等債の交付税措置分 9 分の 2 を加算しています。
- 香陵公園周辺整備事業に活用される公共施設等適正管理推進事業債の交付税措置分 50% を加算しています。
- 中間処理施設整備事業については、P F I 手法による市の償還分の 50% を交付税措置として加算しています。
- 扶助費の補助事業分については、原則、全額交付税措置があるので、交付税措置分として加算しています。
- 公共施設マネジメント計画に基づく追加分のうち起債の償還については、現行の補助制度を勘案し、一定の割合を交付税措置分として加算しています。

## ⑤その他

### ⑤-1 地方消費税交付金

・消費税増税の影響から平成32・33年度は増加となりますが、その後は人口減少の影響から減少していきます。



□人口減少の影響として、毎年▲0.58%としています。

□平成29年度を基準として消費税10%の引き上げ分については、交付税から減少させています。

## ⑤－２ その他

- 自動車取得税交付金：平成 31 年 10 月から廃止となり、環境性能割が導入されますが、対象範囲等が未定のため、平成 31 年度以降も定額としています。
- 地方特例交付金：現在は、住宅ローン減税による個人市民税の減収額を補てんするため交付されていますが、住宅ローン減税廃止により、平成 35 年度以降はゼロとしています。
- 分担金・負担金：扶助費に係る負担金は、その伸び率（毎年＋1.62%）で増加させています。
- 使用料・手数料：人口減少と公共施設床面積の削減により、毎年▲0.58%としています。  
ただし、平成 31 年度以降は、消費税 10%への増税の影響を加算しています。
- 財産収入：平成 34 年度の新市民体育館供用開始後、現体育館関連用地を売払うこととし、売払収入 10 億円を見込んでいます。